

第3回 世田谷区子ども・子育て部会 議事録

日時

平成26年2月7日(金)10:00~

場所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

和田部会長、森田副部会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、加藤委員、相馬委員、
普光院委員、明石委員代理、横矢委員、正岡委員、平林委員、秋元委員、五島委員、
坂本委員、吉田委員代理、谷合委員、中山委員

欠席委員

太田委員、松田委員、萩谷委員

事務局

岡田子ども部長、渡邊子ども育成推進課長、小野児童課長、上村保育課長、田中保育計画・
整備支援担当課長、竹中子ども家庭課長、岩元学務課長

資料

- 1 世田谷区子ども・子育て部会委員名簿
 - 2 子ども・子育て支援事業計画需要量見込み算出結果(平成27年度・全区)
 - 3 教育・保健事業の需要量見込み(地域別・年度別)
 - 4 子ども・子育て支援事業の需要量見込み(年度別)
 - 5 子ども・子育て支援事業計画需要量見込みの算出に係る資料
 - 6 子ども計画後期計画 目標事業量と実績値の推移
 - 7 保育サービスの充実について
 - 8 子ども・子育て支援法に基づき区が条例で定める基準について
- 参考資料 子ども・子育て支援事業計画二一ス調査単純集計結果(就学前児童、就学児童抜粋)

議事

事務局：皆さんおはようございます。定刻になりましたので、これより第3回子ども・子育て部会を開催させていただきます。本日はお寒い中、ご参集いただきまして誠に有り難うございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども部子ども育成推進課長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まずはじめに、本日の委員の出席のご報告でございますが、太田光洋委員から欠席とのご連絡をいただいております。また松田妙子委員から代理出席の申し出がございまして本日は明石真弓さまに出席いただいております。また萩谷綾子委員から代理出席の申し出がございまして、本日、吉田博美さまにご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、子ども部長の岡田よりご挨拶を申し上げます。

事務局：おはようございます。今日はご多用のところ多数ご出席いただきまして誠に有り難うございます。

私ども実は今一番、年の中で一番つらい時期にございまして、先週の末に保育園の一次選考の発表をしまして、この一週間お母さまたち、お父さまたちから、どうなっているのだというお話をいただいております。今日も窓口においている方もいらっしゃいます。そういう時期で、やはり需要に供給がなかなか追いつかないということが大変実感している一週間でございます。今日はこの部会で「事業計画の需要量見込みの算出結果について」と、「条例で定めるべき基準について」の2つを議題としてご議論をお願いいたしますけれども、まさに今後、世田谷区の子ども、親に対するサービスをどういうふうに組み立てていくかというところの根幹のご議論になろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私どもの保育園の第一次選考ですけれども、入園可能数2,377人のところ、5,363人が申し込まれたということで、半分以上の方が落ちてしまうというような状況にございます。これから二次選考等もありますが、私どもはこれから平成30年まで、保育サービスの定員を2万人ぐらいまで増やしていかないと間に合わないのではないかと考えているところです。しかしながら、今回、国の手引きに基づいて算出した結果は、この見込みと若干ずれがあるように感じております。このあとどのように目標需要量を組み立てていくかということについては今後、委員の皆さま方のご議論を踏まえさせていただいて進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは引き続きになりますけれども、お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、次第でございます。本日の議事案件2件が記載されてございます。資料ですが、資料1は、本部会の委員名簿でございます。

資料2は、子ども・子育て支援事業計画需要量見込み算出結果でございます。

資料3は、教育・保育事業の需要量見込みの27年度から5年間のものがございます。

資料4は、同じく5年間のいわゆる13事業といわれている地域子ども・子育て

支援事業の需要量見込みでございます。

資料5は、需要量見込みを算出するにあたって国が示してきました手引書を要約しまして、資料としてつけさせていただきます。後程、一部についてご説明申し上げます。

資料6は、現在の実績の一覧でございます。子ども計画後期計画で設定した目標事業量と現時点までの実績の推移です。

資料7は、現在の保育の状況を踏まえて、世田谷区が今後目指す整備量について記載したものをつけさせていただきます。後程ご説明させていただきます。

資料8は、議事の2番目の資料になりますけれども、今回の新制度の運営に伴いまして、区が条例で定めるべき事項が国から一定程度示されましたので、その資料でございます。

それ以降、資料8の別紙として、今後のスケジュールですとか、条例で定めるべき内容の詳細なものを添付しています。それと参考資料としまして、昨年行いましたニーズ調査の単純集計の結果、これは前回資料として配布させていただいたものですが、本日改めておつけさせていただきます。

資料は以上でございますが、不足などはございますでしょうか。不足等ございましたら、事務局にご連絡いただけたらと思います。

議事に入る前に一点ご報告させていただきます。事務局で1月16日と30日に本部会の教育・保育事業者代表として出席されている委員の方と意見交換会をさせていただきました。現時点で国が示してきている認可・運営の基準や、新制度の実施に際して、各事業者の皆さま方が現時点でどういう課題を抱えていらっしゃるかなどについて意見交換をさせていただいたところでして、簡単にご報告をさせていただきますと思います。

まず、これは私どもにとってもそうなのですが、現時点でまだ非常に情報が少ない。例えば、新制度に移行すべきかどうかの判断材料が、まだまだ不足している。それにより現場ではどのように対応していったらいいかという意見が交錯したり、様々な意見が出て整理がつかない状態になっているといったご意見がございました。

また、認可施設への移行について、他の自治体では、支援の形や考え方といった姿勢を出し始めている。世田谷区としてもそういうものを明確にしてほしいというご意見もいただきました。

また、非常に根本的なこととして、サービスに必要な経費について、国で検討中の公定価格だけでなく、現在行われている様々な運営補助などが今後どういった水準で維持されるのか、そういった点のご不安などもいただきました。

また、新制度で示されている小規模保育事業等の地域型保育施設に求められている連携施設であるとか、3歳からの保育先の確保であるとか、これまでにないものが新制度では盛り込まれており、それらへの対応についてのご意見をいただきました。

それから、やはり保育士の不足が叫ばれている中で、保育士の保育の優先利用等、人材確保のための支援策といったものの必要性についてご意見がございました。それから、幼稚園での預かり保育の需要が高くなってきていますけれども、そう

いうものをどのように制度的に位置づけ、一定の目標を達成していくのか。幼稚園事業者の意識を高めていくことや、体制を整えるといったことが必要だといったご意見がありました。

また、これも根本的なところなのですが、新制度に移行するということでは何が変わるかということが、利用者の側からも見えないのですけれども、運営する側からもまだ見えない。その辺について、説明会などを実施して、具体的な周知を徹底していく必要があるということをお話いただきました。

区といたしましても、現在の情報がまだまだ不足している、判断材料がご提供できていないということは重々承知しております。国が政省令を出すのが3月末ということですので、それにあわせて極力早急に、情報提供させていただくとともに、先程いただきました課題等についても、早めにご提供できるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

それではこれ以降、議事の進行を部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(1) 子ども・子育て支援事業計画需要量見込みの算出結果について

部会長 : おはようございます。それでは議事に入りたいと思います。2時間と時間が限られている中で、今日は非常に大事なご意見をいろいろ伺わなければいけないので、できるだけ要点を中心に多くの方にご発言をいただきたいと思っています。まず、次第の議事1の「子ども・子育て支援事業計画需要量見込みの算出結果」について事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは資料2以降について、いくつかの資料を使ってご説明をさせていただきます。国の手引き、ルールに沿って行っていますが、問題があると考えられる結果も出ていますので、区として、委員の皆さまにご議論いただきたい論点になるところもあわせてご報告させていただきたいと思います。

まず、資料2でございますけれども、表題の下にございますように、平成27年度、新制度スタート時点の需要量見込みをフォーカスして提示させていただきました。次の資料3、4に5年間の需要量見込みを記載していますが、国のルールでは初年度として算出した利用意向率に今後5年間の推計人口を当てはめていくという方法で今回の需要量見込みを算出することとなっております。そういう意味で、2年後、3年後、4年後、5年後は人口推計を落とし込むだけですので、まず、基準となる1年目について具体的な内容がわかるような資料としてご提示させていただいています。

資料2の表面の幼児教育・保育、それから裏面の地域子ども・子育て支援事業についても同様で、資料3と4がそれぞれ5年間の需要量の推移を表しています。それでは、資料2についてご報告をさせていただきたいと思います。

まず0歳 - 2歳、3歳 - 5歳、6歳 - 11歳の児童数を記載しております。今回、区で行った人口推計の児童数を使ってございます。これは平成25年1月1日の人口をもとに推計した数字でございます。右側は参考として平成26年1月現在の住民基本台帳人口を示しております。

(1)は、幼児教育・保育の需要量の見込みでございます。今回の計画を立てるに当たっては、圏域を設定するという事で、本部会でもご議論いただきましたが、世田谷区は5地域で圏域を設定してはと考えております。この需要量見込みは5地域の積み上げで算出しておりますので、全区で算出したものとは若干の違いが出ていますがご理解ください。

まず、需要量見込みにつきましては、保育の必要性の認定区分ごとに算出することになっておりますので、1号認定、2号認定、3号認定で区分してございます。国は、認定を必要としない在宅で子育てしている家庭等の児童数の把握は求めてきておりませんが、参考のために記載させていただいております。

1号認定は、3 - 5歳で保育の必要性のないお子さんという区分になりまして、9,720人となっております。2号認定は、3 - 5歳で一定時間以上共働きで就労しているご家庭のお子さんと言うことになりませんが、そのうち現在幼稚園を利用している方、これは太線で分けて、幼稚園の利用が想定される方という形で示しております。1,854人です。9,720人と1,854人の合計の11,574人、0 - 5歳人口に占める率で27.25%が幼稚園の利用意向者となります。下段に明朝体で現在の定員数または実績を記載しておりますが、大きな乖離のない数値が結果として表れております。

それから2号認定(その他)は、3 - 5歳のうち保育の利用意向のある方で、国のルールでは2号認定全体の数から、先ほどの幼稚園の利用が想定される方の数を引き算することとなり、2号認定者数から1,854人を引いた6,930人が保育の利用意向者数となっております。

3号認定は、0 - 2歳の保育の利用意向の方で、9,494人です。0 - 5歳全体の保育意向者は6,930人と9,494人の合計の16,424人、率でいうと、38.67%となっております。

その右側に参考として、施設利用を希望している方以外の在宅で子育てをしたい方の数値を載せていまして、14,476人、率でいうと、34%です。この中には自主保育などを使ってお子さんを育てたい方も含まれています。また、国のルールでは3 - 5歳の方で施設を利用しているにもかかわらず、在宅子育て等の数値に振り分けられてしまっている方がおります。詳細は後程ご説明させていただきます。保育につきましては平成25年4月現在の実績と比較しますと、12,814人、30.75%から、8ポイントほど上がっています。保育需要が高まっている、ということが表れています。在宅については逆に6ポイント強、下がるというような結果が表れてございます。

国の手引き通り算出しますと、こういった数字になりますが、区として、この需要量見込みについて少し疑問といえますが、実際の意向と合っているのだろうかという点が何点かございましたので、ご提示したいと思います。

まず、3号認定で0 - 2歳の44%が保育の利用意向があることに対して、3 - 5歳では33%弱に下がっているということです。0 - 2歳で保育を利用している人が3 - 5歳になったときに12%も保育を利用しなくなるのかといった点はちょっと実情と違う部分があると感じております。これは国のルールに従った結果こういう数値になりましたが、下の実績でみると、0 - 2歳で31.89%という利用

率が、3 - 5歳で29.67%の利用率となるということで若干下がるのですが、ここまで大きく下がっていないという実態があります。

先ほどご説明したとおり、2号認定につきましては、「現在、幼稚園を利用して
いる人は、そのまま幼稚園を利用し続けるという想定をする」というルールにな
っております。2号認定の保育の利用の需要量につきましては、今、幼稚園を利用
している人を差し引いて算出なさいとなっているので、保育の利用意向があ
る方を算出するのではなく、2号認定のお子さんから幼稚園を利用する人を除い
た人が保育の利用意向者であろう、という決め方になっておりまして、名称もそ
の他という記載になっています。したがって、各々の利用意向から算出した
場合は、この数字は変わる可能性が高いと考えています。また、これはニーズ調
査の特徴、性格なのですけれども、現在利用している施設に影響を受けるとい
うことが表れた結果であるとも考えられます。

今後、0 - 2歳の保育需要を満たしていった場合、0 - 2歳のお子さんが3歳に
なったときに、利用している保育施設をそのまま継続して利用される方が多数い
らっしゃることが想定されます。そういうことから、先程申し上げた12ポイント
も本当に下がるのだろうかという懸念がございます。世田谷区のアンケート調
査では、独自の設問として、今、0歳のお子さんをお持ちの保護者の方が、「そ
のお子さんが3歳になったとき、4歳になったとき、5歳になったとき、どうい
うサービスを利用されたいと思っていますか」という、成長過程・各年齢時にお
ける意向を聞いております。その結果でみますと、まだ詳細の数字はこれから分
析が必要なのですが、おおよそ43%が保育施設の利用を希望されています。
44.40%から若干下がるのですが、43%程度は3歳以降も保育を利用したいとい
う意向を示しており、国のルールで算出した結果とは違う数値が表れております。
この国のルール通りの需要量見込みを採用した場合、近々3 - 5歳は需要に対し
て供給が確保されたものとして新たな施設はいらないということになります。先
程申し上げた実際の集団が移行するという考え方からいくと43%ですから、11%
ほど不足してしまうという事態が生じてしまいます。

これはあくまで需要量を推計したものですので、今後、事業計画を立てるに当た
っては、これを目標事業量に置き換えて、その目標事業量を5年間のうちにどう
いう方法・手段で、どの時期に、達成していくかということを計画にします。で
すので、区としましては、需要量見込みから目標事業量を設定するに当たっての
留意点や考え方などについてご意見をいただけたら有り難いと考えているとこ
ろでございます。

2点目は、1号認定の需要量見込みについてなのですけれども、1号認定の算出
方法ですが、現在働いていない、またはごく短時間働いている方のうち、幼稚園
利用を希望する方の数となっており、保育利用を希望した人などは、仮に現在、
幼稚園を利用している方も含め、需要量見込みに反映されておりません。1号認
定ですので、保育の必要性はないのだけれども、保育園を利用したいと回答した
方は、1号認定にも2号認定にもあてはまらないため、需要量に反映されないとい
うことになります。

これが、先程、在宅子育て意向者数の数値に隠れている数値があるというお話で

ございまして、この辺も踏まえて数値を確定していかなければいけないと考えております。3 - 5歳人口のうち、おおよそ2,500人程度の方がこの1号、2号という区分に入らっておらず、在宅子育て意向者の中に入っております。もう少し詳細な分析をすると改めてその辺りの具体的な数値が見えてくるとは思いますが、こうした算出結果から隠れた方のニーズを反映させるべきだと考えております。教育・保育事業の需要量見込みにつきましては、そういったことが問題ではないかと考えております。

続きまして、資料2の裏面が、子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の需要量見込みになります。様々な事業が組み込まれていますが、全体的に利用意向が非常に高く出ている印象を受けております。需要量見込みは全てゴシック体で記載させていただき、実績や定員数を明朝体で記載させていただいております。まず、時間外保育につきましては需要量見込み6,535人に対して実際の定員数は約2,300人となっております。

それから学童保育につきましては、現在区では原則として1年生から3年生を対象に実施しており、このたびの法改正で4、5、6年生を対象に加えるということで、低学年と高学年に分けて需要量見込みを算出しております。低学年の需要量見込み5,523人に対し、現在の登録者数は4,228人と需要量見込みよりも1,300人ほど低いという実績ですが、各学校で実施しており、待機児童はいないという状況でございます。

以下もこのように実態との乖離が多く見られます。ショートステイにつきましては、需要量見込みが813人日ということで、この人日という単位は馴染みがないのですけれども、利用したいという人が何人いて、その方が1年間にそのサービスを何日使いたいかということとを全部掛け合わせた延べ人数の単位でございます。ショートステイは813人日と実績との乖離は少ないのですが、その下のいわゆるひろば事業になりますと、需要量見込みは、使いたい人が年に何回、何日使いたいかということとを全部掛け合わせると、622,214人日という大きな数値が表れてまいります。実際に、実績として表示させていただいているのは、下の段の317,122人日なのですが、ここでご留意いただきたいのは、622,214人日というのは、利用したいという意向を持つ保護者の延べ人数ですので、お子さんと合わせて一組という考え方です。これに対し、317,122人日というのは、ひろばに来られた方の実績数ですが、保護者と子どもの数を合わせています。

例えば、お子さんを1人お連れになると仮定すると、2人で来られるということになりますので、 $317,000 \div 2$ ということで、160,000組程度という実績になり、4倍ものギャップが生じていることとなります。そのようなイメージで数値を比較していただけたらというふうに思います。

それから、その下の一時預かりにつきましては、記載の通りでございます。こちらのほうは対象事業数が多いので、下のほうに実績を書かせていただきました。一時預かりにつきましては、まず国のルールの前提として、1号認定及び2号認定の幼稚園の利用が想定される方は、基本的に幼稚園による一時預かりを利用するという想定に基づき算出することになっております。算出の結果、1号認定ですね、幼稚園の利用を希望されている方で168,285人日の利用意向がある。それが

ら2号認定（幼稚園利用）については435,278人日で、合計の603,563人日が幼稚園の一時預かりの需要量見込みとして算出されております。それからその他の一時預かりということで主に幼稚園利用意向者以外の方が対象となっておりますが、需要量見込みとして578,021人日、これは理由を問う、問わないものをあわせたものでございます。

それから子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリーサポートセンター事業ですが、こちらは、今、区が直接事業として行っているわけではなく、実績のほうに参考で記載しておりますふれあい子育て支援事業は、社会福祉協議会が行っている類似事業で、お子さんの送迎であるとか、お子さんの一時預かりをするといったサービスを行ってございますが、利用意向が就学児童だけで41,636人日という形で出ています。

それから乖離の典型的なものが、病児・病後児保育事業でございます。セーフティネットのサービスということもありまして、非常に需要量見込みが高く出ております。需要量見込みが78,354人日で、実際使われている方は6,592人日、これは延べ人数と捉えてください。病児・病後児をお預かりするというところでいうと、実績が多いほうが良いという議論ではないとは思いますが、利用実態との乖離が表れております。一方、定員との比較では、利用実態は定員を大きく下回る利用率となっております。

先程申し上げましたとおり、資料3、4は、これらの利用意向率に各年の人口推計を当てはめて算出します。世田谷区の子どもの人口は微増するとの推計ですが、大きくは伸びないという結果が出ていますので、需要量見込みについても大きな変動はございません。ですから、資料2でご議論・ご意見をいただけたらと思っております。

それから資料5でございますが、これは国の示す算出方法をまとめたものでございます。1頁目は、どういう流れで算出をするのかということをも簡潔に図式化したもの、2頁目は、27年度を初年度とする5年間の人口推計です。例えば、0 - 5歳の就学前の子どもでいきますと、平成27年度は42,474人、これは先程の資料2で使った人口でございますが、5年後でも42,775人と大きく変わらないと推計してございます。国立社会保障・人口問題研究所が実施する人口推計の算出方法を参照して行った推計した値でございます。

それから3頁目ですが、どのように算出するかポイントになる部分でございます。まず、両親の就労形態の回答結果から、そのお子さんの属する家庭の類型に分けます。タイプAのひとり親家庭から、タイプFのご両親とも働いていないという8タイプの家庭にお子さんを区分していきます。それが1頁目でいいますと、各年齢階層別・家庭類型ごとに構成比で表すという作業になります。

算出した構成比に、2頁にある5年分の各年齢階層の子どもの推計人口をかけあわせるという作業によって、8タイプの家庭類型ごとの子どもの5年間の数を算出します。

それを基に家庭類型ごとにアンケートの各回答の比率を落とし込んでいきます。フォーマットの例は、算出のプロセスとして資料5の後ろにつけてありますので、後程ご覧いただけたらと思っております。これらの作業を経て、資料2、3、4で示し

た数値を算出しております。

それから資料6は、後程ご議論いただくときにお手元に置いていただけたらと思っておりますが、5年間の実績になります。計画を作る際には、ひろば事業を何日分つくり出すという計画にはなりませんので、箇所数であるとか、事業の定員数であるとか、そういった形で事業計画を立てることになります。例えば、ひろば事業は一番下段でA、B、Cのタイプ別に分けてありますが、箇所数で設定していません。現在ですと、A、B、Cあわせて38箇所のひろばがあります。その実績が先程申し上げました約310,000人日、お子さん1人をお連れになると仮定して、2で割ると約160,000人日ということになります。この38か所で160,000人日という実績から考えますと、先程の需要量見込み620,000人日を確保するためには、単純計算で4倍のひろばが必要となりますが、果たして本当にそういう考え方でいいのかといったところは、需要量見込みから事業目標量を設定するときの課題になると考えてございます。別の資料を見比べていただく形となりまして申し訳ないですが、そのような資料でございます。

それから資料7は、区が政策として、今後の保育サービスをどのように充実していくかということで、表面の下に入園申請者数の推移を示してございます。平成19年の2,590人が、平成26年には5,363人ということで、7年で約2倍に増えているという状況でございます。それに伴って、施設の整備を一生懸命行っているわけですが、現状では待機児が844人生じております。こうした推移や現状を踏まえ、裏面の下にございますが、今後の区の目標整備量として、平成30年4月までに待機児をなくすことを目指して、毎年1,400人分の施設整備を図っていくという考え方であります。

平成26年4月の、13,429人から約6,000人の定員増を図るということで、先程の資料2の需要量見込みとマッチするのということになりますと、平成27年度の需要量見込み16,424人から人口が大きく変わらないので、5年間、概ね同程度の需要量で推移します。そうすると、19,000人分も作る必要がないのでは、となるのですが、先程、ご説明した区で試算した方法を取り入れると、実は19,000人程度の定員が必要になります。0 - 2歳で保育を利用する44%の子どもが3 - 5歳になっても43%の水準で保育を利用するということになると、簡単に「9,400 × 2」程度が需要量見込みということになりますので、19,000人程度の定員数は必要ということになります。この辺りについても、ご意見をいただければと思います。

以上が議事(1)の資料のご説明でございます。

部会長 : かなり込み入っており、ご意見を伺いたい論点ということも出ていましたので、2つに分けて、最初に資料2の表面にある教育・保育事業の需要量見込みについて議論して、その後、裏面にある子ども・子育て支援事業に入りたいと思います。まず、需要量見込みについて、今ご説明がりましたが、事務局としてもどう見たらいいのかということについてもいろいろ課題を抱えていらっしゃるということでした。それらも含めて確認をしたいということと、それから、こういうふうに見たほうがいいのかといった意見など、今日ここで結論は出ないと思うのですが、できるだけいろいろな論点、視点を出していただきたいと思います。

ていますので、ご意見よろしく申し上げます。

副部長：研究会で議論してきたことを少しご紹介しながら、ここでは当事者の立場から発言できる委員がいらっしゃるの、ご意見を固めていったほうが良いだろうと思います。

1点目は、非常に大きなポイントですが、世田谷は子どもがかなり増えているという現状の中で、先程の話では、今後はそれほど増えないだろうということでした。私たちが異議を出すところではないのかもしれませんが、本当にそれでいいかどうか。人口推計が間違っただけで、この間に待機児がたくさん出てしまっているということもあるわけなので、まずこの点が非常に大きいかなと思っています。

それから2点目ですが、問題になっている0 - 2歳の保育ニーズというのが44.4%ある。これについては、東京都内の整備状況などをみていくと、待機児童がいなくなっている地域というのは大体整備率50%ぐらいのところですので、そういう意味では、この0 - 2歳の44%というのは結構高いけれども、妥当な数値かなという気がしました。

3点目の問題は、先程来事務局から説明のあった3歳以降の問題です。0 - 2歳で保育園に入った人たちは3歳を迎える際にどういう希望、意向があるのかということだと思います。また、実際に現在保育サービスをご利用になっていない方たちもたくさんいらっしゃるかと思いますので、実際、保育サービスを使ってみて、3歳あるいは4歳を迎えた時に、保育園から幼稚園に移行するケースがどれぐらい発生してくるのかということだと思います。

現状は、0 - 2歳から3 - 5歳で保育の利用率が1、2ポイントぐらい下がっているのですが、ニーズ調査では、12ポイントも下がる。この大きな差というものが調査の特徴として出ていることについて、どういうふうに捉えていけばよいか。ここを見誤ってしまうと非常に大きな問題が発生してくると思います。

4点目は、今年も出てきているという話を聞いておりますが、結局、0 - 2歳を対象とする施設を増やすことによって、3歳以降の施設というのが不足している。あるいは、3歳で保育、あるいは幼稚園を利用しようとしている人たちがなかなか入れない状況というのが、世田谷区の中で起こってしまっています。そういう意味で、2歳から3歳のところということが量の供給としても、それから具体的なサービスの種類としても非常に大きな問題が出始めているということです。

最後に、これは世田谷区の1つの特徴だと思うのですが、郊外の地域では、認定こども園が非常に増えてきています。これは、地域の子どもが減ってくると長時間、短時間といった親の就労等の事情に関わらずに子どもが通えるようになり、教育も養護的なものも共通に提供されるということが親御さんにとって非常に重要といった視点が非常に増えてきている結果といえます。この点について、今回の説明では触れることはなかったわけですが、本当にここから5年間ぐらいは、とにかく量的な保育サービスの提供と言うことでやり切ってしまうのかどうかということも私は1つ大きな議論として必要かと思っています。

当面、就学前の子どもや保護者にとっては保育や養護的な視点も、教育も、両方とも非常に重要であるということすべての機関で共有するとしても、このサー

ビスの提供方法について議論をしなければいけないと思っています。

部会長 : 副部会長から、事務局から先に提示された論点を非常に端的にまとめ、どうこれから議論したらいいかという問題点、課題を指摘していただきましたので、それを踏まえて、それぞれの論点についてご意見をいただきたいと思います。

委員 : 今、1歳7カ月の子どもがいるので、0 - 2歳の保育需要について考えさせられる機会が多いのですが、実際ご説明されていたように、隠れた需要というところが絶対的にあると思います。世田谷は絶対的に保育園の量が足りないために、一時保育の利用ができないと感じます。都内の方とお話をすると、働いていない方でも「私はちょっとほかの子と集団生活を体験させたいので、一時保育を2時間利用しています。」ということを聞きます。そういったところで母親も負担感が減ったり、より子どもといる時間を大事にしたりといったことが可能となります。また、一人っ子が多いということもあって、集団生活をさせる場所を求めている母親が多いという実態があるので、こうした隠れたニーズというのはもしかしたらもっとあるのかなと思いました。

あと0 - 2歳の施設から、3歳以降の施設への、数の移行という点ですが、0 - 2歳が今足りないからということで0 - 2歳の施設をどんどん増やすということではなくて、計画的に、やはりその子たちが急にどこかに消えてしまうわけではないので、使える施設、安心して継続して預けられる施設を増やすべきだと思います。

また、認定こども園というのは、私自身すごく興味があるので、近くにあれば入れさせたいなと思っているのですが、絶対的に世田谷区は少ないというところがあるので、質とか、母親の今後のキャリアプランとか、そういった面から考えても、需要はあるので、まず量というのはよくわかるのですが、質であったり、その後の移行の苦労を考えていくと大きく5歳までを含めてプランを練ったほうが良いと思いました。

委員 : 今のご意見の延長になるのですけれども、この資料2の(1)の教育・保育の需要量見込みの数値と、裏面の(2) - 5の一時保育の数値というのをセットでマッチングしてもう少し分析をすべきだと考えています。なぜなら、この保育園や幼稚園に通わせたい、あるいは家で子育てをしたいというニーズと、裏面の一時保育をこれくらい使いたいというニーズはやはり親の行動意識としてセットだと思います。特に月48時間ですとか、週に12時間、10時間ですとか、週に1回、2回、3回くらい仕事をしたいといったようなお母さん方の保育ニーズ、幼児教育ニーズがどうかということが、このように(1)と(2) - 5で分断された数値ではなかなか追いついていないのではないかと思います。とりわけ1号認定の3 - 5歳、2号認定の3 - 5歳の幼稚園利用の想定という、ここのカテゴリーの方についての一時預かりのニーズがどのようなものであるのかということをも最低限押さえた上で、もう少し一時保育の需要量、目標量の議論の材料としてあるほうが良いのではないかと思います。

また、3号認定の方の中で一定程度の教育ニーズがあるだろうということですが、認定こども園に行かせたい、認可保育園から認定こども園に移るといったような施設間の移行というだけではなく、ソフト面で、例えば、認可保育園と幼

稚園と、ソフト面である程度統一したようなカリキュラムなり、保育なり、教育なりを世田谷区ではやっていますということを区民の皆さんに発信することが重要だと思います。そうであれば、世田谷の親御さんたちは認可保育園に通わせても、幼稚園に通わせても、認定こども園に通わせても、一定の教育ニーズ、教育の関心への対応にもなると思います。諸外国では3 - 5歳のソフト面のカリキュラムを具体の現場で統合させるところも増えており、隣国の韓国は幼保2元化で、施設の統合はできていないのですが、ソフト面での統合はなされています。世田谷的なソフト面での幼保の統一のようなことができれば、3号認定から1号、2号認定への移行時に、その需要量をどう捉えるかという議論も押さえられるのではないかなと考えています。

委員 : 今のご意見にちょっと補足といいますが、現在2つのバイブルがあり、幼稚園は幼稚園教育要領、保育園は保育所保育指針とございます。そして今度3月に告示される認定こども園の保育要領、この3本立てになるわけですけれども、この中の教育に関する内容は全く一緒です。ですから保育園と幼稚園でソフト面において、教育・保育内容を一致させることは十分可能というか、しているところも当然でございます。ですから保育指針と幼稚園教育要領の違いといえ、預かる時間が長いから生活面、養護面を充実させるとか、0歳から2歳の子は保育園でみるといったことです。教育に関する内容は、ねらいも、内容もまったく一致させています。ですので、ソフト面は無理なく一致できるわけです。何か社会的なイメージとして、幼稚園の教育内容と保育園の教育内容が違うように見られているわけなのですけれども、本当は教育の目標、ねらい、内容は全く一致させていますので、その辺りがもっと現場サイドで歩み寄って、具体的な展開を一緒に考えるということが必要であり、そこはもともと同じなのだということももっと広く知っていただきたいなと思っています。

委員 : 今、下の子どもを私立幼稚園に通わせておりまして、利用者側の感覚的な意見で申し訳ないのですけれども、今おっしゃられていました、保育園に通わせながら、子どもが3歳に到達するときになって、教育的な施設に入れたいと思われる、働いているお母さまというのは結構いらっしゃいます。幼稚園に通うまでは保育園に通わせていて、3歳から5歳は、教育を幼稚園で受けさせたいと思っている方が結構いらっしゃいます。

3号認定から2号認定に変わるときの差についてのお話があったのですけれども、やはりそういう方が結構いて、それが数値として出ているのではないかということを実感しております。

今後、教育施設や保育施設が認定こども園に変わっていくような動きなのですが、今、世田谷の私立幼稚園というのは、58園ありますけれども、本当に様々な素晴らしい独自の個性ある保育、教育内容の園がありまして、それは1つの文化といえますか、それがどんどん全部均一にされてしまうのかなと。親はやはり自分の子どもに一番合う幼稚園を真剣に探して、子どもに合うようなプログラムの幼稚園にいかせることで希望を満たしているところがあるので、認定こども園になるとそれが全部一緒くたにされてしまうのかなと危惧してします。

委員 : 今、認可保育園に行かせています。最初、私も待機児童で1年間、保育室にお世

話になっていました。意見が2つありまして、実感としては、保育園に通っていて、3歳から幼稚園という発想は正直、私の選択肢の中にまったくなかったのですが、お母さん同士の話題としては幼稚園に行かせないと教育面で遅れてしまうのではないかという印象をお持ちの方も多くいらっしゃいます。

私の利用する園ではフルタイムの人が多いのですが、いいかどうかは別にして、急に学習塾に行かせる、習いごとをさせる、何かさせないと幼稚園の子に遅れてしまう、小学校に行ったときに差が出てしまう、というちょっと焦りみたいな、実際はないのではないかと私は思うのですが、そういう話題がちょうど3歳ぐらいから出ました。

なので、認定こども園ができたときというのは、もしかしたら転園を考える方も増えるかもしれないと思っています。もうちょっと先かもしれないですが、想像すると、保育の需要量見込みは国の試算でいくと3号認定が44%、2号認定(その他)が32%となっていましたけれども、そういう選択肢があると、保育園に行かせているけれども幼稚園にも行かせたかった、認定こども園でもいいから何かそういう教育的サービスがあるところに行かせたい、ということが数値として出ているのかなと思いました。

もう1点は、待機児童問題というところで、私のまわりのお母さんも7人ぐらいが、どどっと落ちて、その中には2パターンのお母さんがいらっしゃる。1つは本当に家計的に働かざるを得ないお母さん。これはもう切迫しているのですが、世田谷区の選考のポイントの中に所得が入っていないのです。ポイントが同点になったときは所得を見るけれども、最初の段階ではない。いろいろな家庭の問題もお聞きする中で、結構切羽詰った家が落ちているということをおも聞いていてつらくて、やはり3号認定、その0 - 2歳のところの拡充というのは、これから本当に必要なのだろうと思います。今、待機児が増えていて、子どもの数も1,000人規模で増えているということをお聞きしましたが、その拡充はやはり必要ではないかなと私は思いました。

先程の意見に、反対しているわけではないのですが、一時預かりのニーズというところは、まだ家計的にはなんとかなっているのではないかなと思います。世田谷は所得が高い人が多いし、前回の会議でもキャリア志向で働いて、いわゆる家計的な事情ではなく、自分の自己実現のためという方が増えているという話もありましたけれども、やはり、働かざるを得ない方々の視点を入れていただきたいかなと思います。

同様にキャリア志向の方にとっても、男女共同参画という視点においても3号認定の拡充は必要です。3年なり仕事から離れてしまった時点で要職にはつけないのが日本の現状なので、私の個人の意見としては、3号認定の拡充というところをとにかく増やしていただきたいかなと思います。もちろん質も伴って、やっていただきたいかなと思います。

委員 : 幼稚園も保育所も、幼稚園に入園するための塾も、私は仕事として経験しておりますけれども、教育的にそれほどの違いはないと思います。そういう職場で勤務してきまして、むしろここは教育的なことをする保育所だなと感じたこともありましたし、幼稚園に入園するための塾の仕事も経験いたしましたけれども、素晴

らしいところもありましたし、このくらいなら保育所でもやっているなということもありました。現場で教えていた者としてそれほどの違いは感じておりません。私の個人的な考えですが、それぞれの園、保育所の姿勢ではないかなと思います。

委員 : 私は私立認可保育園の立場から申し上げます。認可保育園もたくさんございます。幼稚園もたくさんございます。認証保育所もたくさんございます。それはそれぞれが十把一絡げで、総論的には語れるにしても、実態としては、本当によくやっているところもあれば、いやいやこれはと思うようなところもあるだろうなと思います。

それと今おっしゃられたように、私も中身はそんなに変わらないと思います。当園の保護者に対して、ついこの間、利用者アンケートをやりましたけれども、非常に高い満足度を持たれておりますし、私共は小学校に送り出す機関として、自園をみたときに、決して幼稚園に引けを取らないと自負をしております。

ただ、この問題というのは自分がどう思うかの問題ではなくて、いわば企業でいえば市場が決めるというのでしょうか、親たちがそれをどう思うかというところにかかっていると思います。それと現在、幼保連携型認定こども園に移行するかどうかという話がございます。それは今、実際に行われていることがどうなのかということはさておいても、原理原則的な理念的なものは、子どもは同じであるということです。その子どもを、歴史的な背景があつてのことですけれども、幼稚園だ、保育園だと分けること自体がそもそもおかしいのではないかというのが理念だつたと思うのですね。だからやはりこれから世田谷区が子ども・子育てということを考えるときは、理念に立ち返って、理念から発想していくということが私はとても大事なところだと思っております。

だから私は本当に今、幼稚園教育要領だ、保育所保育指針だということでもまったく同じだというけれども、同じところもあるし、違うところもある。実践しているところもあれば、していないところもある。ただ、本当に私が思うのは、子どもの育ちというものは、0歳からみていかなければいけない、あるいはお腹の中からみていかなければいけないと思っております。そういう中で、例えば、幼稚園が幼保連携型認定こども園になった時に、幼稚園は3歳5歳の教育のノウハウを持っている、それを今度、幼保連携型になったから、2歳、1歳、0歳と落としていかなければいけないときに、3歳でここまでのレベルがなければいけないから、2歳でどうするべきなのか、1歳でどうするべきなのか、0歳でどうするべきなのかということを考えてカリキュラムを組むとしたら、私は、それははっきり言って間違いであると思っております。そうではなくて、「まず0歳がありき」なのです。0歳があつて、0歳でどう育てて、1歳でどう育てて、2歳でどう育てたから、3歳がどうあつて、4歳がどうあつて、5歳がどうなるのか。それは今、養護だ、教育だという意味で分けていて、その教育の定義というのは、学校教育という定義ですね。だけれども私は、それは非常に矮小な定義だと思っております。教育というのは本当にお腹の中から始まる、もしくは本当に発生、精子と卵子から始まって、だから前の世代のお父さん、お母さんから始まっていて、そういうものの見方、成育医療の考え方もそういうことだと思っておりますけれども、本当に命の連鎖として、ものを考えていくということをぜひ世田谷の保

育を考える際に、世田谷の根幹に置いていただきたいなと思っております。本当に0歳からの育ちというのを発生、発達、そこに置いていく。そうすれば、0歳のときに、母乳をあげるときに、なぜ抱かなければいけないのか、なぜ目を合わせなければいけないのか、それは子どもの意識を育てるところ、それが3歳になって初めて教育的な場に置いたときに生きてくるのだという、そういう考え方によってこれからの世田谷区の教育・保育をやってもらいたいと思います。保育園は0歳からやっているの、本当にそこを研究しているのですけれども、すべての保育園がやっているかどうかはわかりませんが、少なくとも当保育園はそれをやって、そして、要するに、乳幼児期が人間の発達として、そして本当に生涯教育の中に位置づけられるものでなければいけないと私は思っています。

一方で、親のほうの考え方として、親の本当のニーズがどこにあるのかということをもとにきちんとみる必要があります。親のニーズが保育園にあるのか、幼稚園にあるのか、そうではないと思います。親のニーズというのは、まずは生活が成り立つとか、そういうこともあるのですけれども、おそらく「子どもをよく育てたい」というところに親の本当のニーズがある。それでその意味からいって、6歳で卒園し、乳幼児期が終わるときにはたしてこの施設は教育的な面を保障してくれるのかどうかというところに親のニーズの1つがあります。それからもう1つは、森田先生が言われたように、今、日本中で認定こども園が増えてきている。なぜなら、それはそこに包括性があるからだと思うのです。やはり0歳から教育的な面も保障してくれるところだと思ったら、何も0 - 2歳までいたところから、3 - 5歳のところに移る必要がないのです。だから問題はやはりそのところを保障できる施設というものがこれからつくられていくのかどうかなのではないのかなと思っています。

ちょっとこの、パーセンテージの問題というのは、私も数字のマジックがあるなと思って、何がこれをこうしているのか自分の頭がついていないので、どうこう言うことはできないのですけれども、全体の傾向として、これから保育の0歳からのニーズが上がっていることは確かです。上がっていることは確かなので、そこに対しての施設が増えていったならば、その施設にもしも保護者が満足したならば、おそらくこれはどんどん2号認定のその他というところが増えていくと思います。だから幼稚園の側としては、今度は0 - 2のところを幼稚園であっても保障できるかどうかというところ、トータルして、来年、再来年の話ではないけれども、10年、20年後の世田谷の保育を考えたときに、本当に0 - 6までトータルして、どういう親に対しても、子どもに対しても、サービスが提供できるということが実現できれば、このパーセンテージの問題もやがては消えてしまうものではないのかなと思います。

委員 : まず、事務局からご提示のありました論点で、ニーズ量から目標量に変換するときの留意点をどう考えるかというテーマが振られていたと思うので、そこについて簡単に発言したいと思います。

国の見積もりはちょっと違うのではないかという課題認識から、区で独自にお考えになっているもの、区で把握しておられる現在の動向に引き寄せて考えられた

目標事業量のほうが望ましいのではないかなと思います。

それと今までの議論と全く浮いてしまうのですけれども、私はその施設の種別で考えるのはあまり意味がないのではないかなという今、委員がおっしゃったことには賛成です。施設の種別は極めて事業者の思いとか、こだわりにも左右されるものですし、今、保護者からこういう思いがありますと言いましたけれども、その保護者の思いというのも実は国が、今、委員がおっしゃったように、教育とは3歳以上児に学校が行うものであるみたいな、教育基本法には合致しない定義を子ども・子育て支援法に書いてしまい、それが国のニーズ調査票にも書かれてしまったという、世田谷区の調査票には書かれていなかったのですけれども、全国的に書かれてしまったということなどから発生している誤解に基づいているところもあると思っております。

ですから認定こども園を増やすのがいいのかどうかというよりも、むしろどういう機能を持っている就学前の施設が必要なのかという議論のほうが大切なのかなと思っております。

私は保護者を長年みてまいりまして、今、確かに習い事等への希望が非常に多くなっているなと感じています。しかしその習い事というのは本来、幼稚園教育要領や保育所保育指針が考えているような教育とはまったく異なるもので、その辺もまったく実は保護者には伝わっていないですし、私はむしろ習い事をするのは、もちろん保護者の選択であっていいと思うのですけれども、そこに何か強迫観念のようなものが働いていないかなと思います。本当に大事なときのためにお金を取っておいて、例えば、学齢期になると教育費というのはものすごくかかるのです。そういう時期にまた将来お金がかかっていくのに、そういった焦りのために何か教育を買いあさるような、そういった不安を保護者に抱かせている現在の状況自体に何か間違いがあるのではないかなと思っております。

もっと保護者が今の幼稚園や保育所で安心して、私たちの子どもは自分の力で育つ力があるとか、この環境の中で十分に育っていけているという安心感を得られるようにすることが大切で、そのためには幼稚園教育要領であるとか、保育所保育指針の意図、そしてそれがどのように実践されているかということをしちゃんと保護者に伝えるようなことがもっと必要なだろうなと思っております。

それから、どのような機能が必要かということを考えるべきではないかと申しましたけれども、そこでちょっと私が見えている範囲で気になっていますのが、生活の場であることの保育所の機能であるとか、あるいは児童福祉施設として重大な役割を持っている保育所の機能ということが非常に気になっています。

生活面のことに関しましては、私も世田谷区の保護者の方から、幼保一体型認定こども園に通わせている保護者の方から、生活面のフォローが非常に少なく、例えば、午前中に偏りすぎた活動であるとか、お昼寝をしてもらえませんかとか、保育所なら前は預かってもらえていたようなところが、ここではお休みしてくださいと言われるとか、いろいろな意味で、生活面の、生活の場を支える機能というものが、幼保が一体化したときに軽視されているようなことがないか。その辺のことをもうちょっときちんとすべきであろうと思うのと、非常に保護者の実感的な部分ですが、もう1つ大事なものは、児童福祉施設としての機能で、施設の種

別でいうと幼保連携型認定こども園と保育所が正式に児童福祉施設として国は位置づけているわけです。児童福祉施設であるということはどういうことかという、例えば、そこで高額な入園金が取られたり、午後の時間にオプションで特別な授業をやるから月謝が何千円ですとか、そういうことがあるということは、不利な状況にあるお子さん方を遠ざける。多少そこに公費を入れて支援しましょうといった仕組みも制度上は課されていますけれども、実際そんなことがきちんと機能するわけがないと思っています。

先程の委員のご意見の中にも、生活の不安定化ということが着実に進んでいるので、そのニーズも十分に目を向ける必要があるというお話があったかと思うのですが、すけれども、こういった児童福祉施設としての機能というものを認定こども園でも、保育所でも、きちんと踏まえなければいけないし、それをきちんとやってくださる事業者、あるいは事業こそ増えてほしい、地域にとって、社会にとって増えてほしい事業だと私は考えております。

そうは言っても、現実的にはそれぞれの施設はそれぞれの制度の下で育ってきているわけで、今、これを取り払って、施設の種別は関係ないよというわけにはいかないわけですから、その辺も、最終的には施設の種別ではないといっても、このような調査の下に、さらにこのような種別の施設があるからこそ、この機能は絶対に持たなければいけないという視点を盛り込みながら、今後の計画というのを立てていかななくてはいけないのではないかと思います。

部会長 : 時間的にもう1つ、裏側をやりませんといけないので、先程副部会長が出されたこの論点の中で、大体皆さん意見を出していただいたのですが、子どもが今後は増えないという世田谷の見通しについて何かご意見、コメントがあれば、ぜひいただきたいと思うのですが。

委員 : すいません、甚だ素人的な質問で申し訳ないのですが、それはどういう根拠で増えないということになるのか、わかるようにご説明いただきたいのですが。

事務局 : 推計するにあたっては様々な方法があると思えますけれども、区はこの4月からスタートさせる基本計画、実施計画の策定に向けて、子どもだけではなくて、世田谷区の人口構造がどう変化するかということが、将来の政策の量であるとか、質の負担にかかわってくるということで人口推計を行いました。これはすべての自治体がやっていると思いますが、子どもについては出生数であるとか、社会的な流動性、転入・転出であるとか、そういうものを加味しておりまして、基本的には国立社会保障・人口問題研究所で行っている人口推計の考え方を取り入れています。

昨日、都内区市の連絡会があって、多くの自治体で人口推計が実態と乖離しているという話が出ました。これはおそらくすべての自治体が同じ考え方に基づいてやっていて、そのベースは先に申し上げた専門機関の考え方を取り入れているということもあるのですが、実際上、それだけではない事情があります。社会動向、例えば、地価が下がって転入しやすくなる、または働きたいという方の、先程言った生活上のこともあれば、親としての意識の変化で働き方が変わるということもありますので、人口がどれくらい伸びるかというのはあくまでも推計です。ですから、こういった視点も付加しながら量的確保というのを考えるべきだとい

たご意見などをいただけたらありがたいです。すいません、答えになっていなくて申し訳ないのですけれども。

委員 : 私は数字的なものは得意ではないのですけれども、資料7の、「申込者数と入園可能数の推移」というのをみると、やはり10年も経っていないのに申込者が倍になっているという状況がありますし、どこの自治体を調べても、今の待機児童数、申込者数の増大というのはすごいのです。人口が増えなくても、申込者数というのはやはり格段に増えている状況があって、この先、消費税も上がりますし、これから先の景気の見通しを入れていったとき、人口のことも考えていくと、やはりこれだけ申し込んでいる方が一気に減るとは想像できないなと思います。確かに0 - 2歳の部分を拡充するというのはお金がかかるので、お金とか、工事のこととかいろいろ問題になって、本当に保育施設がそこに建てられるのかという問題と、保育士さんの人的な問題等、いろいろなことはあるにしても、例えば、世田谷区に住めば0 - 2歳の子どもを預けたいと思ったらいつでも預けられるという安心があるということがもし可能であれば、子育てをする上でも本当に安心というのは大きいと思います。これから子どもを産むというような若い人たちにインタビューすると、本当に両親揃って、男性も女性もやはり賃金は低いですし、非正規同士という方もすごくいて、要は本当に結婚する前から2人で一緒に住まないとか家を借りられないというような状況がある方たちの話をものすごく頻繁に聞きます。ですので、そういうことを考えると、やはりこの部分の量的拡大というのは、ちょっと多いのではないかというぐらいやっておいて問題ないのではないかなと思います。もちろんお金の面などもあるので、楽観的な意見ですけれども、1つご提案しておきます。

委員 : 非常に感覚的な意見なのですが、東京は日本の中心であり、丸の内が経済の中心であり、母親も働き、父親も働き、となったときに、一体どこで子どもを育てながら働きたいかと考えると、世田谷区はとても住みやすいところに位置しています。両親が働いて住めるところで仕事も頑張れる場所というのは限られたところしかないの、そこに集中するということがあるのではないかなと思います。

委員 : 先程の3号認定が44%ということで、また3歳以降の移行に関しても実際は1%ぐらいしか減らないのではないかといった予測も同時に出してきましたけれども、やはり若い人の経済的な状況の悪化ですとか、あるいは子育ての経済的な支援の少なさ、こういったことを考えていきますと、やはり1つのあり方としては、これだけの待機児がいる中で幼稚園の認定こども園への移行、これが大変重要になってくるのではないかといったことを感じています。

あと先程、裏面の預かり保育、そのニーズが大変多く出てきているというお話がありました。中にはパートをしながら子どもを預けたいけれども、幼稚園の通常の教育時間では短すぎるといった場合もあると思いますので、この辺を増やしていくことが必要だと感じます。

あと言葉の確認なのですが、裏面のファミリーサポートセンター事業ですが、社協のふれあい子育て支援事業は乳幼児から小3までだと思っておりますけれども、就学児童ということになっている部分に関して、これでいいのかどうかといったことを確認させてください。

事務局 : 参考として記載しました、ふれあい子育て事業の実績は、前年の実績で、乳幼児から小学校3年生までを対象とした数値でございます。需要量見込みの欄に就学児童と記載してございますが、就学前児童はその他の一時預かりの需要に含むかたちで算出し、就学児童のみ、単独で見込みを出すという国の手引きに従った算出方法になります。説明が不足しまして申し訳ありません。

委員 : 数の問題について、私はお母さまたちと接する機会が多いのですが、地域で子育て支援が充実してくると、第2子、第3子をお産みになる方が増えると思えますので、その辺りは増えるのではないかと考えております。

それと一方で、あえて保育園に預ける必要もないのだけれども、まわりから煽られて、働かなければいけないのではないかと、あとはフルで働かないと保育園に預けられないから会社に申請を出してフル勤務にしてもらって、それで預けるという方などもいらっしゃいます。そのお母さんたちにお聞きすると、私は、本当はフルに働きたくない、週に3日ぐらい働いて、あとの時間は子どもと過ごしたいという方が結構多くいらっしゃいます。

ですから、そういう方が保育園でなくて、ほかの施設、例えば、一時保育で足りるとか、幼稚園に通って、そのあと一時保育にはいつでも預けられるという安心感があれば、私は保育の数はむしろ減って行って、幼稚園のほうに移行してもいいのではないかと思います。

今、この論点の中で、お母さまがどんな子育てをしたいのかという希望を聞くところがちょっと欠けていると思っていて、施設ありきの子育てに重点が置かれているということに、私は変な感じがするなと考えております。

部会長 : 人口推計について、どうという話ではないのだけれども、世田谷の持っている特性みたいなこととか、それから環境が変わってくるとか、もしかしたらお子さんをもう少しお産みになる可能性もあるということとか、非常に世田谷区独自に考えなければいけない視点も出てきたのではないかと思います。

その前のことについても、いろんな視点からご意見をいただいて、事務局でお考えになったこのデータの読み方という点で、3号の44%と、2号のその他の32.86%、この差をどうみるかということについて、もしかしたら0-2のところに入った人がそのままいく可能性もあるのではないかと。これも現実的な1つの判断だと思えますが、もう一方で、それだけではないのではないかと、もっと多様な考え方が出てきているのではないかと、というご指摘をいろいろいただきまして、その辺も参考になるのではないかと思います。そういうことも含めて考えていなければいけないのではないかとということだったと思います。

そのほか、幼稚園とこども園と保育園ということについて、それぞれ特性が確かにあるし、それぞれの園でいろいろ努力をされているという側面と、もう一方で、やはり基本的にはそんなに大きな違いはなくて、共通的に同じような機能を持っているという視点も大事なことはないかということ、その中身をどうつくっていくかということが、世田谷全体の関係者の共通の課題にしていく必要があるのではないかとご指摘もいただきました。

ほかにもいろいろな視点、大事な視点がありましたから、全部繰り返しになってしまいますので省略しますが、最初のところでご意見をいただきたい、深

めていただきたいという点では、よかったのではないかと思います。

続いて、裏面にいきまして、子ども・子育て支援事業の需要量見込みについては、一時預かりのところについては教育・保育事業との関係でいろいろご意見が出ていましたけれども、こちらにについてご意見をいただければと思います。

副部長：先程、委員からご発言がありましたけれども、最初、別の委員からもお話がありましたように、在宅で子どもを育てるといって、どんな施設で、どんな形で自分が子育てというものをつないでいきたいかという思いというのは、一貫してつながっているわけですね。それで具体的には一時預かりをどのように利用しながら、あるいは地域子育て支援をどのように利用しながら自分の子育て、自分らしい子育てというのをつくっていくのか、そういうところが重要だと思います。ただ、今の世田谷の中の非常に大きな課題である0 - 2歳のところの量的なサービスがどうしても最優先になってしまうために、どういう施設を使って一時保育、一時預かり、あるいは地域子育て支援をやるかという余裕がない。そのところから結果的に在宅で子育てをして働くということは何らかの形で組み込みたい、あるいは在宅の子育ての課題を少しそこで緩和させたいと考えている方たちの利用の場が足りない。あるいは利用したい人たちがそこにたどりつかない。それを、具体的にはいろいろなサービスをしている機関がある世田谷区の中で、どんな施設が、どんなふうに関わりを合わせて実施していくかというところがこの裏面だと思っています。ある意味でいえば、教育的課題というところを中心に、しかも少し年齢の高いところで支援をされてきていた幼稚園について、公立の幼稚園、私立の幼稚園が世田谷区の中にはあるわけですが、ここにみるように決定的に一時預かりの量が足りないということになります。これは、要するに、一時預かりの量というものが、幼稚園で提供されるべきものなのか、あるいはそれ以外のところで提供されるべきものなのかということも含めて、一時預かりという機能全体が不足しているということなのだろうと思います。

幼稚園での一時預かりというものも、世田谷区の場合にはあまりまだ行われていないのですが、ほかの地域、東京の郊外にいきますとたくさんの幼稚園で、満2歳のお子さんの保育をやっていらっしゃる場所もありますし、私は埼玉県でも関わっているのですが、埼玉県あたりではもうほとんどの私立の幼稚園が満2歳の、いわゆる保育ということでのプレ教育みたいなものをたくさんやっていらっしゃる。それは地域の事情によりますが、幼稚園という機能はもちろん、施設も、人も、十分お持ちのところが多ければその子育て支援、あるいは子ども支援というところに関わっていただけるかだと思います。要するに0 - 2歳、先程の話で、0から積み上げていくときに、3歳に入るまでのところをどう幼稚園は支援していただけるのかというところがすごく大きいのだと思います。

もう1つは、ここであまり議論ができないのですが、保育所だけではどうしても子育てにかかる支援が不足する人たちがいらして、例えば、家庭の持っている養育の機能の中で、日中の預かりだけでは足りない方がいらっしゃる。24時間保育をやっておられる保育園もありますが、24時間の保育も足りていない。そういう家庭がやはり世田谷の中では一定量いらっしゃる。そうすると、そういった家庭が、地域で子どもを育てる、可能な限り家庭との強い絆の中で子どもが育

つ、ということを保証していくためにはどのような支援が必要なのか。具体的にはトワイライト、つまり親が働いているときの夜の間の預かりだとか、あるいはショートステイという形で、宿泊型で預かる施設を整備していくのか、そここのところの考え方なのだろうと思います。

どうしても親の立場からすると、親が養育というものについて十分に心を砕けない家庭の場合には、発言が弱くなりますので、この点についてはやはりこの会議体の中で責任を持って、そういった地域の中で養育的な配慮や福祉的なサービスが必要な家庭については、きちんとサービスを整備しなければいけないと思います。

それは子どもたちの育ちの中でいうと、ずっとつながっているもので、そして面として、具体的には世田谷区の中で子育てをしていただいているという、そういう形をつくり上げるわけです。そういう意味ではすごく難しいけれども、この、今の量的なものに対して、皆さんのご意見を調整していくことが必要だなと思いました。

ただ預かれるという体制をつくるのでなく、預かれる体制をどうつくるかということと、預けるという事実はどうつながるかということが重要です。結局、体制が整えば安心できるわけだけでも、それにはコストを負担しない限りは施設側としては、人手が足りない、場所がないということになる。また、本来ならそういうものを使わないで家庭でみることができる、それに越したことはないという思い、この辺が先程出たような、例えば、病児保育などがサービスの定数に対して利用が少ないという格差になって出ているのではないかと思います。

部会長 : これらの点についてご意見をいただければと思います。

委員 : 私立幼稚園協会でございます。

ずっとご意見、ご議論を聞いておまして、はじめは量の話であったのですがけれども、本当に皆さまのご意見を聞くたびにこれは量だけの問題ではないなと感じています。委員の0 - 5歳の連続性のお話、本当にその通りだと思いますし、別のご意見での児童福祉的な観点は、幼稚園が持っていないかといえ、幼稚園だって気持ち、マインドとしてはあるわけですが、そういうところがやはり何か種別ということで分断されるというご意見でした。ただ、種別が分かれるということについて、現状が幼稚園と保育園に分かれているということを前提でお話をさせていただかないとこの会議は進まないのかなと思います。

今、副部会長からお話が出ました、やはり幼稚園に量的な部分が少ないというところがまず1つ、これは幼稚園協会の中でも今議論をしている最中でございます。それから何人かの委員から出てきた中で、適切に表現ができていないかもしれませんが、子どもに合わせて働ける分だけ働く、つまり11時間を必ず預かるとかそういうことではなく、必要であれば、その必要性を否定することではありませんけれども、それは、子育てだとか、子どもと向かい合う時間だとか、家庭教育だとか、そういう視点で考えたときに、子どもに合わせて、子どもに合わせた時間の中で働くという視点に私たち幼稚園は応えていかなければいけないなということを常々思っております。

副部会長が言った2歳児の保育というのがどのようなもので、どれぐらいのキャ

パを指しているか正確には分かりませんが、うちの園でも2歳児の預かりをさせていただいております。これは時間も短く、回数も少ない、ただ、来てくださっているお母さんたちにはネットワークができて、そこからまたネットワークが広がって、子育ての安心感につながっている。これは何十万人という量的なもののイメージからみると本当に微々たるものかもしれないけれども、実は大切な部分であると、そう思っております。

また2歳のことはおきまして、幼稚園における預かり保育というのものから、認定こども園への移行の話になりますと、なかなか幼稚園は、先程委員がおっしゃった0 - 5歳という連続性を実現していく上での幼保連携型認定こども園への移行は大変ハードルが高いのです。設備上の点だとか、今までの文化だとか、いろいろなことを考えますと、幼稚園型の認定こども園というところがやはり目指している預かり量の拡充につながる、なおかつ幼児教育、今までの幼稚園の文化を確保、継承しながらつなげていけるという形で、一番いいのかなと思うところでございます。

あとは認定こども園の認定基準である、まさしく11時間というところには届かなくても、先程来から申し上げているような、例えば、9時間ベースであるとか、区の調査をみていくと大体8時間、9時間以内で収まっているところもかなりあります。9時間ベース、10時間ベース辺りの預かりを定期的に展開できれば、これは量的な部分では、貢献ができるのではないかと考えております。私立幼稚園の中でもそれは話題になっております。

あと幼稚園には、私学助成に残るか、施設型給付に名乗りをあげるか、このことに今、非常に大きな不安がございまして、それは保育園以上でございまして、ここに書いてある1号認定の部分と、2号の一部、これは施設型給付を想定した方のニーズ量ですね。施設型給付に手を上げない幼稚園も相当数あるということも聞いておりますので、そこはちょっと別の問題ですが、基本的な部分ではそういう貢献ができるように幼稚園協会でも話をしている最中でございます。

部会長 : この点だけ少しご意見をいただければと思うのですが、見ていただくと、現在の定数とか実績と、需要見込みとの間に非常に大きな違いがあります。これをどうみたらいいのか。確かに需要はあると思うのですが、そういう取り方をするとこういうふうに出るのではないかとというのはあります。例えば、「こういうことをやってほしいと思いますか」と聞くと、「やってほしい」と答えるのだけれども、実際に「こういう条件で今から使いますか」となると、「いやそれはちょっと」とことがあり、「どうしても必要だったら使います」という人も全部需要量に入ってしまう。こうしたことなどがいろいろあると思うのですが、今後、整理を図っていく上で、ここのところをどうみたらいいかということについてご意見をそれぞれいただければと思います。

委員 : 需要量見込みで、病児・病後児のところに注目してみると、お子さまが病気ののに遠くの保育施設に預けるかといえば、絶対に預けないですね。そこまで負担してやるのであれば、自分の仕事に穴を開ける。結局そうやってキャリアとか、自分の仕事を犠牲にしていくというのが親だと思うのですが、こうやって需要をみていくと、福祉的観点というのが最大なのですが、そういった面でも、通える

範囲内にあることというのが大前提だと思います。その施設は、例えば、定数はあまり満たさなくても、その近くに住んでいる方をある程度、網羅できる感じで施設を配置しなければ、最低限のところというのが漏れてしまうと思います。例えば、そこがやたら手厚くなってしまふような地域であっても、つくらなければ、最低限の保障ができないなと思います。

委員 : 先程の一時預かりについてなのですけれども、世田谷区でもやっているほっとステイという一時預かり、地域でやっているものなのですけれども、もともとの目的と今はちょっとずれてきてしまっています。最初にほっとステイができたときは、在宅支援で母親の孤立化を防ぐとか、虐待防止というような目的があつてできた事業だと思うのですけれども、今や在宅でお仕事をされている、もしくは外勤で週何日かということで、就労目的に使われていることが多くなってきています。なので、本当に在宅で子育てをしている人が、ほっとしたいと思って、預けたいと思ったときになかなか利用できないような制度になってきているような状況です。

でも実際、先程話があつたように、何が安心かと言ったら、例えば、赤ちゃんを産んで1歳まで育児休業を取っている中で、今すぐには必要ではないけれども、自分がちょっと具合が悪くなったりとか、急用ができたとき、そういうときにすぐ預けられるために登録だけしておきたいという方が多い。そこが安心感になっていて、だから登録の数は多いけれども、それほど実際利用しないというような状況もあります。

だから登録ができるということが1つ安心感と、そういう一時預かりの目的であるならば、保育の専門性ということも問われるのかもしれないのですけれども、安心・安全という、在宅の支援ということであれば、もっと地域を活用するという方法も1つではないかなと思います。今やっている、ほっとステイも専門性というところでいったら、100%有資格者ということが事業者に課せられているのですけれども、例えば半分に緩和するといったことも考えられます。地域で見守りするというところの力がつくともっと増えていくと思います。先程も遠くまでは預けないという話がありましたが、やはりその1歳まで子供のいる人が使いたいと思ったときに、本当に首が座っていない赤ちゃんを遠くまで連れていくかというところできないと思うのです。だから、もっと地域を活用して、地域に展開させていくということが世田谷の安心した子育てということにつながっていくのかなと思いました。

委員 : 私も病児・病後児保育のところの需要量見込みについてなのですけれども、私の実体験として0 - 2歳までは本当に必要で、私は病児・病後児を預かるNPOを使っていました。先程委員がおっしゃっていたように、通える範囲内に施設がなかったのですね。ただ、事業的な観点からみても、病児・病後児保育をすべて公的にやるというのはすごく難しいのかなとどこかで思っています。需要は絶対にありまして、有給休暇を全部使っても足りなくなってしまうという方が本当にまわりにたくさんいるので、素人的な考えなのですが、例えば、そういう民間のところ、例えば、先程のNPO等とうまく連携できないでしょうか。ここは、急な発熱などの場合でも、前の晩にネットで申し込めば、翌朝家に来て

くれて、自宅で子どもを過ごさせることもできます。そういったところは、すごく利用料も高いので、利用代金を助成をするという方向にもっていくのもありなのかなと思います。もちろん条件付きで、ある程度、お父さん、お母さんですごく稼ぎがいい家庭には不要だと思うので、所得制限をつけて助成するというのは施設をつくるだけではない考え方なのかなと思いました。

委員 :ここに挙げられているもの、例えば、時間外の延長保育であるとか、いろいろありますけれども、これらすべて本当に十数年前には考えられなかったようなものがたくさん入っておりまして、これは1つ今の保護者のニーズ、社会の変化というものに対応している、いわゆる多様性の問題だと思います。この先、5年、10年を考えたときに、今は待機児問題に目がいっていますけれども、実はその中で進んでいるのはこの多様化の問題だと思います。保護者はひと口で保護者ということ、そのことが絶対に忘れてはいけない保育の多様性の問題だと思います。そのうえで、メニューがあるということ、保護者自身がそれを選択する幅を持っているということが非常に重要な点であると思います。当園は複合型の保育所、保育施設なものですから、いろいろなサービスをしております。これはまた同時に、非常に運営的なところ、経営的なところでいくつかの工夫と、あとマネジメントですね、人の動かし、これがものすごく重要な、1つ1つの事業が本当に専門性が必要なのではないかと思うぐらいのものが要求されると思っております。ほっとステイの話が出ましたが、うちの分園でも、ほっとステイとひろば事業をやっています。今日、行政の方がいらっしゃるので直訴したいところですが、本園のほうは病児保育をやっています、これも委託事業です。ただ、ここは一体的な運営をしていいと、設計の段階から許可をいただいています。例えば、病児保育となると利用者が0人とのときも、10人のときもあるのです。インフルエンザが流行れば10人になるし、しかし、いつ10人入るかわからないから、人を抱えていなければいけないのです。そういうところがあるので、そこが一体的な運営ができる事業であれば、人が足りないときには本園から応援に行く、こっちで人が余っているときには本園にきて応援してもらうことができます。しかし、ほっとステイとひろばは、一体的な運営が禁止されているのです。ほっととひろばは今年から一緒になったのですけれども、その前は、ほっとはほっとで、何人必要で、そこに利用者が来ようと、来まいと、職員を雇っていなければいけない。それで分園のほうの人を兼ねてはいけないとか、ものすごく厳しいのです。これは、私は縦割りの弊害だと思います。むしろそこのところを取っ払ってくれば、もっともっと実質的な、そして専門性のある人を配置していけるし、経済的にもよいと思います。これがなぜこういうふうになったかということにはいろいろな管理上の問題があるということは承知しておりますけれども、これは私はやり方の問題があると思うので、ぜひ一体的に運営ができるよう、ぜひご検討いただければと思います。

それから病児保育についていえば、本当にもっと研究する必要があるって、病児保育について、先程、そばでなかったら利用しないとおっしゃったのですけれども、うちにくる利用者は本当に遠いところからタクシーでもきます。というのは、キ

キャリアを積んでしまうと、本当にもう有給休暇がどうしようもない状況なのですね。だからそうやってでも利用される。

そのためにも保育事業、本体も同じだけれども、やはり質だと思うのです。それで病児・病後児保育というのと、病後児保育というのがあるのですけれども、ニーズが高いのは病児・病後児保育、要するに病児保育です。これはデータでもはっきりしています。病後児保育だけやっているところは稼働率が非常に下がります。なぜかという、ちょっとだったら保育園にやれてしまうのです。だけれども本当に必要なのは、急性期はちょっと大変なのですから、急性期でも回復期に入る急性期で、ただ預かるのではないのです、もうこれは本当に特殊な状況にあるお子さんなので、本当に安心と安全を確保してあげないといけません。それと心理です。一見さんがくるわけですから、本当にその心理をきちんと捉えてあげる保育士の配置というのは、絶対に必要になってくる。これはものすごい増加傾向にあります。だからニーズはあるのだと思います。医師が確保されないと駄目で、ここら辺のところも非常にハードルが高いし、でもハードルは高くても、ここを保障しないと、子どもの命を守るとか、病児保育の質を守るとかということは、絶対に保障されなければならないと思います。

部会長 : ご意見はまだいろいろあるかと思いますが、この量の問題をどう解釈するかということもあるのだけれども、実際はこれからこの分野はすごく大事になる。教育・保育事業と同じように、ここがしっかりしてこないと本当に多様なニーズに応えられない。それからこの中で一見その需要と実態とが離れているように見えているとか、その中身を、今、実際どうなっているのか、それから何が本当に求められているのかというふうに考えなければいけない側面と、ニーズとのギャップが出てくるというものと両方入っています。そういうことも含めて、今日いろいろご意見をいただきましたので、これを踏まえて検討していただくことにしたいと思います。

最後にもう1つですね、区が条例で定める基準についてご説明をいただいて、それに意見を伺いたいと思います。

(2) 子ども・子育て支援法に基づき区が条例で定める基準について

事務局 : それでは資料8をご覧ください。別添で少し細かいものをつけているのですけれども、本日は資料8を使ってご説明させていただきたいと思います。

まず今回のこの新制度の運営にかかる中心的な法律は子ども・子育て支援法という法律なのですけれども、その中に、資料8に列記してございますように、区が運営に当たって基本的に役割を担うことについて、条例で規定するものを国が示してございます。(1)の保育の必要量の認定、これは利用者の方が給付を受ける場合には、先程来、出ている、1号、2号、3号という区分の認定を受ける必要がございますが、これは区が認定するに当たっての基準です。

それから(2)の特定地域型保育事業の認可基準、地域型保育事業というのは19名以下の保育施設等ですが、こちらについては区が認可を行うこととなりますので、それに当たっての認可の基準です。それから(3)の特定教育・保育施設の

運営、(4)の今お話しした地域型保育事業の運営に関する基準、これは、法律は別の条文ですけども、どちらも共通しております、給付を受けられる施設として、認可という言葉ではなくて、「確認」という言葉なのですが、確認を区市町村が行うということになりますので、その基準です。

特定教育・保育施設の認可は都道府県が行いますが、認可された施設を給付施設として運営するに当たっての確認を区が行うことになります。それから地域型保育事業は認可も、運営の確認も、区が行うことになります。それから(5)は学童クラブの運営に関する基準です。それともう一つは、現在は、地域保健福祉審議会に設置させていただいている本部会を、条例で規定する会議体とするものでして、特に基準を定めるものではございません。今日ご議論いただきたいものは、(1)から(5)でございます。

各事項、従うべき基準として国が示してきたもの、参酌すべき基準として示してきたものを列記させていただきました。詳細は別添の資料にございますが、説明は割愛させていただきます。

まだ国も、3月末に政省令を定めるための議論の途中段階にございまして、例えば、(2)の2つ目の事項などは、具体的に示されておりません。乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保等そういった表現になっており、今後、議論を詰めていかなければいけないという部分もございます。

また、参酌すべき基準、これは国で示す基準を参考にしながら、地域の実情を踏まえて、規定しなさいということで、あまり大きく修正することはできませんが、実態に則して、少し区なりに異なる規定ができるといった内容を一覧として示しています。例えば、設備・面積に当たる部分などが参酌基準として示されております。

それともう一つ、国が示すもののほか、区として運営するにあたって、こういうことは条例に盛り込んだほうがいいのではないかとといったところもご意見いただけたらと思います。これだけでいくと新制度の事務条例という色が濃くなってしまいますので、新制度を使いながら、どういう地域をつくり、子どもたちの環境をつくっていくのかといった観点や、子どもの安全・安心、災害対策など、そういった面からこういう視点は盛り込んだほうがいいのではないかとご意見をいただけたら有り難いと思います。

副部長：研究会のほうでもあまり時間がとれなくて、この問題は十分に議論ができていないです。ただ、今、事務局からあったように、やはりその世田谷で子育てをしている、あるいは子どもたちが育っている、この子どもたちの育ちだとか、子育てとかという、こういう世田谷らしさみたいなのところをきちんと表現できるようなものが必要であるということが1点目。

それから、サービスが非常に多様化していくわけですので、そういう意味で、多元化していくときに保育の具体的な質ですよ、こういったものをきちんと表現すると同時に、そこで人権侵害が起きたりすることがあり得るわけなので、こういったものに対する基本的な配慮というものをきちんと書き込んでおくということが2点目。

そして、もう一つは、やはり災害ですね、いわゆる危機管理というようなもの、

先程のも危機管理の1つですけれども、災害というものに対してどういうふうを考えておくかということもこの中で非常に重要な視点だろうと思います。そういった視点などについて、皆さんからのご意見が出てくればいいのではないかと思います。

部会長 : それでは、時間の関係もありますので、ぜひ委員の皆さま方から、例えば、世田谷らしさというようなことを、どういう形でこの中に入れていく必要があるかというご意見とか、あるいは、サービスがいろいろ多元化してくると、実際、今でもあると思うのですが、例えば、世田谷区が補助金を一切出していないような事業があるとすると、ほとんど手が出せないのが現状だと思います。だけれども、本当にそれでいいのかという問題とか、災害の問題も出されて、先程の国が決めたもの以外に、こういうことにきちんと踏み込んだ条例にすべきではないか、それが世田谷らしさにつながるといったことについて、ご意見があれば、2、3、伺いたいと思います。時間もありませんので、お一人お一人が後日、事務局に、こういう視点を入れたらどうかということの提案をメール等で提出していただき、それを集約するといろいろな視点が出てくるのではないかと思いますので、そういうことでお願いしたいと思います。今、確認したいとか、あるいは、どうしてもこれは、入れておくべきだと日頃から思っていることがあれば、ご意見をいただければと思います。

委員 : 地域の防災の組織に認可施設や、認可されていなくても、お子さまを預かっている施設に入っていて、地域の方と一緒に防災を考える機会というものを持っていただきたいなと思っております。

委員 : 1点、質問なのですが、放課後児童のニーズがかなりあって、今後、6年生までとなると、今、世田谷区は基本的に学校にしかないですので、そこはすでにパンク状態なので、一体どんなことになるのかという不安があります。その場合にもう少し拠点を分けて、例えば、学童保育ママみたいな小規模なものを区として展開していくということは可能なのか。その場合に、国の補助みたいなものを使うことができるのかどうかということも知りたいです。あと学童保育で今感じているのは、学校があると平日は別に必要ないのだけれども、夏休みなどの長期期間だけは、1日は不安でおけないといったニーズと、長期休暇でのニーズは違うといったことも実際に起きていて、そういったところも世田谷だったら少し切り離して実施するとか、多様なものをつくっていくというような制度設計が可能なのかということをお話いただきたいと思います。

事務局 : 現時点では今お話にあったように、親BOPという形で、各学校で展開しています。機能面でいきますと、今後の検討のテーマとしてはご承知のとおり、25箇所ある児童館であるとか、そういった機能をこのニーズに沿った形でどう展開していくかといった議論の必要性というはあると思います。今、この時点で、こういう施設をつくりますとは申し上げられません。財源についてはちょっと国の情報などを確認する必要があると思います。

後段で出た、多様なニーズに応える運営というのは当然、大きなテーマになると思いますので、今後考えていきたいと思っています。

委員 : すいません、「確認」という区の作業について質問なのですが、この確認

に関する基準を定めた場合は、その基準に合致しているかどうかを事前に区が確認するというので、例えば、世田谷区の確認基準に合致していないから確認しませんということができるかと考えてよろしいでしょうか。

事務局 : 今度の新しい法律では、今おっしゃられたような確認の是非という権限のほか、例えば、確認の取り消しですとか、指導検査的なものも区の役割として付与されることになります。

委員 : 条例の件なのですけれども、世田谷らしさを出したらということで、まず、子ども・子育て支援法というのはやはりいろいろ見渡してみると、結局、子どものためのはずなのだけれども、親の働く時間によって預け先をどうするかなど親のための法律になってしまっているなと私は感じていまして、子どもがどうなのかという観点がものすごく抜けています。

ですので、世田谷で補うとしたら、必ず子どもの人権、子どもの権利に、ちゃんと鑑みたものにするということをまず最初に入れていただきたいと思います。あと、この中で国が参酌すべき基準というところではないのですが、確認を受けた施設のお金の流れですね、運営費の流れ、給付の流れについて、必ず明確に開示するというような規定を入れておかないといけないと思います。確認を受けたことでハードルが下がってしまっていますので、ある程度の基準を満たしていれば、給付のお金が使えるようになるわけですね。そうした場合には必ずお金についての厳密な規定を入れておかないと悪い、善意でないところが入ってくる可能性が非常に強いので、そこを明確にしておいて、確認取り消しということもあるということを入れておくべきだと思います。

委員 : 今、委員が言われたその通りだと思います。「確認」ということで非常にハードルが下がりますので、そういったところの自助努力だけでは非常に厳しい面もあって、「評価」という観点を必ず入れてもらいたいと思います。評価というもので、特に、風通しの良い施設運営や、その地域あるいは区民の気持ちも風通しよくできるようなものにしていただきたいと思います。それから、ちょっとこれは、直接関係しないかもしれないけれども、先程来の議論の中で、子育て支援の様々な取り組みや、教育・保育の様々な施設での落とし込み、そういったことが本当に多元化して、多様な場があり、人がいる中で、世田谷には世田谷らしい、せたがや子育てネットという大変素晴らしいものがありますけれども、こういったネットワークは、本当に重要であって、特につなぐ人の存在がますます重要になってくると思います。私は保育士として、幼稚園教諭として、長年、現場におりましたけれども、その一保育園の中、一幼稚園の中でだけで仕事をするといいですが、やはりその地域の保育士とか、地域の幼稚園教諭というのをもっと地域とのつながりをもって、地域全体を見渡しながら、その専門性をどう生かしていくかという観点が足りないのですね。

ですから、そういった幼稚園や保育園の中において、そういった地域も含めて何か担える、そういった役割というのが保育士でも、幼稚園教諭でも必要ではないか、そういう人をつくれないだろうかと思っています。現在、幼稚園教諭、保育士資格、両方持っている人が、幼稚園教諭の中にも、保育士の中にも8割以上おります。そして、どちらかの人でも両方持つようにと、いろいろな働きかけの中で両方持と

うとしている方がたくさんいらっしゃいますし、今は、ほとんどの方が両方持って、養成校を卒業する。そういったところで、その教育・保育の専門性というものがもっと地域に還元されていくような手立てといたしますか、そういった仕組みも今後構築していかなければならないと思っております。

部会長 : 様々なご意見をいただいたと思います。先程申し上げましたように、今日ここでは意見が出せなかった、あるいはこういうことも言いたいということがあれば、ぜひ事務局までお寄せいただきたいと思います。いつ頃までにお寄せいただくことにいたしましょうか。

事務局 : それでは、今、部会長からお話がありましたように、今回のお時間の中ではまだまだ私どもご意見いただきたい部分があります。前回もお願いしていますが、メールで結構ですので、2月中を期限として区切らせていただいて、ぜひ事務局までご意見、ご提案をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

部会長 : 有り難うございました。少し時間を過ぎてしまいましたけれども、本日の議題はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 長時間にわたりたくさんのご意見をいただきまして、有り難うございました。ご意見を参考にしながら、次のステップに入っていきたいと思っております。

次回の日程ですが、当初、次は6月頃を予定しておりましたが、今、ご議論いただいた条例ですが、スケジュールの詳細の説明をしておりませんでした。資料8の別紙1で今後のスケジュールをお示ししてございます。区としましては円滑に実施に向けて事務を進めるために、今ご議論いただいたものを含めて条例を6月の議会で議決をいただき、7月から施行したいと考えておりまして、そのために条例の内容について、本部会のご意見をいただきたいと思います。日程の調整にご協力いただきまして、今回は4月10日、木曜日、午後3時からの開催をさせていただきたいと思っております。会場などはまたご案内させていただきたいと思っておりますが、お忙しい時期、年度を越してになってしまいますが、ぜひよろしくお願いいたします。

事務局 : それでは2時間にわたりまして大変密度の濃いご議論をいただきまして有り難うございました。事務局としまして、これから精力的にまとめに入っていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

今日は有り難うございました。

以上